

【訂正】

本誌第 6449 号（平成 29 年 2 月 20 日）に掲載いたしました『(再確認) 所得拡大促進税制の適用における留意点②』に誤りがありましたので、下記のとおり訂正し、お詫びいたします。

12 ページ 回答の表（下線部が訂正箇所）

【正】

No.	計上内容	詳細	判定		根拠条文 (備考)
			国内雇用者に対する給与等の支給額の対象（適用年度、前事業年度、基準事業年度）	(比較) 平均給与等支給額の対象（適用年度、前事業年度）	
4	新規採用者等に対する給与の額	(4) 週所定労働時間が 20 時間未満又は雇用見込み 31 日未満のアルバイト・パート従業員分	○	×	雇用保険法の対象外
		(5) 高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者あるいは日雇労働被保険者に当たる従業員分	○	×	一般被保険者の対象外

【誤】

4	新規採用者等に対する給与の額	(4) 週所定労働時間が 20 時間未満又は雇用見込み 31 日未満のアルバイト・パート従業員分	×	×	雇用保険法の対象外
		(5) 高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者あるいは日雇労働被保険者に当たる従業員分	×	×	一般被保険者の対象外